

COP27（国連の気候変動枠組条約第27回締約国会議）は、2022年11月6日から20日まで、エジプトで開催されました。この会議のポイントを記します。（COPとCOP26については、『広場』2022年3月号の拙稿参照）

### 1. COP27での議論

2021年のCOP26（英国）では、パリ協定（COP21）の2度未満目標（世界の平均気温上昇を産業革命以前比で2度未満に、できれば1.5度に抑える努力）を強化して、1.5度に抑えること（1.5度目標）に合意しました。そのためには、2050年頃には世界全体の温室効果ガスの排出量の実質ゼロ化、さらに先進国・途上国の別なく、2030年に向けて野心的な排出量削減対策を講じることが決まりました。なぜなら各国の削減目標を積み上げて1.5度目標との乖離が大きく、目標達成できないことが明白でしたので、COP27で2030年までの削減目標の強化や実施計画の詳細の決定が期待されました。

しかし、会議の冒頭で、昨夏の大洪水で国土の1/3が水没したパキスタン代表が「この会議で、温暖化が引き起こした損失や損害に対して資金援助組織の設立を」と訴え、議長国エジプトは「損失と損害」に対する資金支援を正式議題とし、この議論が今COPの焦点となりました。

### 2. 気候変動対策の3つの柱：「緩和」、「適応」、「損失と損害」

「パリ協定」は、気候変動対策の「実施指針」で3つの柱、緩和、適応、「損失と損害」などを定めています。

- ①緩和：温室効果ガス（以下CO<sub>2</sub>で表示）の排出削減と吸収の対策、例えば、再エネ化や森林整備など。
- ②適応：緩和策で避けられない悪影響を予測し備える対策、例えば、生態系保護や自然災害対策など。
- ③損失と損害：大洪水や大旱魃のように「適応」さえできない影響への対策で、例えば、気候変動で甚大な損害を被っている被災地の支援や救済など。

実は、1991年、海面上昇で国の存続が危ぶまれた小島嶼国が救済を求め、「損失と損害」の概念を提起しています。しかし、損失と損害は、多くのCO<sub>2</sub>を排出してきた先進国の「責任と賠償」論になり、議論は進みませんでした。被災への援助や救済と、被災の加害者責任を認めて賠償するのでは意味合いが大きく異なります。損失と損害の議論は先進国の人々に大きな意識改革を求めています。

### 3. COP27の成果と課題

例えば、CO<sub>2</sub>累積排出量0.3%のパキスタン（米国24.5%、日本3.8%など）が気候変動の甚大な被害に会う不公平さに、紆余曲折を経て、次第に基金創設気運が高まり、COP27の議論で「損失と損害」基金創設が合意されました。これはCOP27の最大の成果です。



しかし、誰が、誰に、いつまでに、いくら払うのかなどの中身は未定で、COP28以降の課題です。その他、COP26で合意された「1.5度目標」の維持、再エネへの公正な移行促進、2050年迄の実質排出ゼロの達成（30年までに約4兆ドル/年の再エネ投資が必要）の要請などが合意されました。

政府間の議論の外に、多くの非国家アクター（企業、金融機関、自治体、NGO、その他主体）の発表があり、中でもグテーレス国連事務総長主導の「ネットゼロの定義」（提言書）は注目されています。企業などの「2050 ネットゼロ（実質ゼロ）宣言」が多数出されていますが、その内容や信頼性が問われています。提言書はネットゼロ宣言に誠実性、透明性、説明責任を求め、問題視されている「グリーンウォッシュ」（見せかけの環境対策）の排除が狙いです。

ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー危機下の影響もあり、踏み込んだCO<sub>2</sub>削減対策は合意に至りませんでした。再エネへの移行促進こそが最善のエネルギーの安全保障であると思います。

参考：「エネ危機下のCOP27」朝日新聞 22/12/05、小西雅子／温暖化による「損失と損害」基金創設へ（世界）2023年1月号